

# 次世代型営農チャレンジファーム事業実施者募集要領

令和6年2月16日  
農政水産部農業普及技術課

宮崎県（以下「県」という。）が取り組む「次世代型営農チャレンジファーム運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する事業者を選定するに当たり、この要領に基づき企画提案募集を行う。

## 1 事業の目的

担い手の減少や高齢化が加速する中、本県農業の生産基盤や生産力を維持・拡大していくためには、農業生産を取り巻く情勢の変化に的確に対応していくとともに企業（組織）経営体等による大規模経営等の産地構造改革を押し進めることが急務である。

このため、県においては、スマート農業による省力・効率的な農業生産の実現とともに、近年の肥料等農業資材の高騰対策やみどりの食料システムの実現等、新たな時代のニーズに対応した農業を推進することとしている。

そこで、県立農業大学校の大区画用地を効率的に活用し、農業法人や民間企業等が実施する課題解決に向けた先駆的な取組に係るデータを収集するとともに次世代人材の育成を図り、本県農業の持続的発展に繋げることを目的に本事業を実施する。

## 2 公募の概要

### (1) 公募する事業者の役割

審査の結果、本事業の事業者として決定された者（以下「事業実施者」という。）は、公有財産取扱規則（昭和39年宮崎県規則第20号。）第24条に基づき、県から行政財産の使用許可を受けた上で、使用料を納付して県立農業大学校の実習用地を使用し、本事業を行うものとする。

### (2) 使用を許可する実習用地（以下「チャレンジファーム」という。）

- ① 場 所 県立農業大学校（高鍋町大字持田5733）の一部
- ② 面 積 畑 4.0ha×1箇所、5.0ha×1箇所  
水田 2.4ha×1箇所

### (3) 使用料

- ① 使用料 畑A 4.0ha 800,000円／年  
畑B 5.0ha 1,000,000円／年  
水田 2.4ha 473,600円／年

#### ② 使用料の納入

- ア 使用料は、毎年度、年額使用料を県が指定する期日までに納めるものとする。
- イ 年度途中の使用開始又は終了の場合は、年額使用料を月割り計算する。

### (4) 水利費（水田、畑）

水田の水利費は、毎年度、川南原土地改良区からの請求賦課金を、水田の面積按分（農業大学校及び事業実施者利用面積の割合）により算出することとし、県が指定する期日までに納めるものとする。

畑の水利費は、毎年度、尾鈴土地改良区からの請求賦課金を、県が指定する期日までに納めるものとする。

#### (5) 収穫物の帰属等

チャレンジファームで事業実施者が収穫した農産物はすべて事業実施者に帰属するものとする。

ただし、農産物を栽培、管理、収穫するために使用する資材等についてはすべて事業実施者が負担するものとする。

なお、農産物の収穫量が見込みを下回った場合や自然災害等、使用中のあらゆる不利益について、県はその責任を負わないものとする。

#### (6) 使用許可期間

行政財産使用許可日から令和9年3月31日まで

※使用許可日は令和6年6月1日を予定

#### (7) 募集する実証テーマ

- ① スマート農業技術を活用した露地野菜における営農モデルの実証
- ② 資材高騰に対応した露地野菜における低コスト営農モデルの実証
- ③ みどりの食料システム戦略に掲げる目標達成に繋がる営農モデルの実証（化学農薬・化学肥料使用料の低減、有機農業の拡大 等）

#### (8) 募集する事業の内容

別紙「次世代型営農チャレンジファーム運営事業仕様書」のとおり

### 3 応募者の資格要件

企画提案に参加できる者は、次のすべての要件を満たすものとする。

- ① 次の地域要件等を満たしていること。
  - ア 法人その他の団体（以下「団体」という。）の場合  
宮崎県内に事業所等を有し、農業を営んでいること。
  - イ 個人の場合  
県内に居住し、農業を営んでいること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- ④ 企画提案書等の提出時点において、国及び地方自治体から指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 団体にあつては団体の役員又は経営に事実上参加している者が、個人にあつては当該個人が、事業を実施する主体の構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有していないこと。
- ⑥ 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がないこと。
- ⑦ 企画提案及び本事業の実施に当たっては、農業機械やICT、肥料メーカーなどの農業関連事業者と連携を図ること。  
なお、当該農業関連事業者と協議調整し、役割分担を明確にした上で提案すること。

## 4 審査の実施

### (1) 審査

審査は、提出された提案書を基に行い、下記の点を総合的に勘案して、契約の相手方を決定するものとする。

- ・ 本事業の実施に必要な組織運営体制
- ・ 企画内容
- ・ 栽培品目と作付面積、実証内容及び想定する成果、実証技術、  
収集データ、比較検証方法、研修等の内容と方法、  
その他企画提案 等
- ・ 収支計画

### (2) 審査結果通知

審査の結果は、全ての提案者に対し文書で通知するものとする。

## 5 基本協定の締結、行政財産の使用許可及び許可の取消し

### (1) 基本協定の締結

宮崎県と事業実施者は、募集要領により作成した提出書類をもとに、具体的な条件について協議の上、基本協定を締結する。

### (2) 行政財産の使用許可申請

#### ① 使用許可申請

事業実施者は、事業実施者の決定後速やかに、公有財産取扱規則第24条に基づき、県に対して行政財産使用許可申請を行うこと。

チャレンジファームの使用開始日は、行政財産使用許可日とする。使用料は、使用開始日から発生する。

#### ② 使用許可の取消し

使用許可の条件に事業実施者が違反した場合、県は使用許可を取り消すことができる。

なお、事業実施者の責に帰する事情により当該許可が取り消され、県が損害を受けた場合は、事業実施者はその損害を賠償しなければならない。

#### ③ 使用許可条件

ア あらかじめ書面により知事の許可を得た場合のほか、使用許可財産を転貸しないこと。

イ 使用許可を受けた権利を譲渡しないこと。

ウ あらかじめ書面により知事の許可を得た場合のほか、使用許可財産を使用許可書に明示した以外の使用目的又は用途に使用しないこと。

エ あらかじめ書面により知事の許可を得た場合のほか、使用許可財産の原状を変更し、又はこれに工作を加えないこと。

オ 使用許可条件及び行政財産使用許可に違反したことにより県に損害を与えた場合は、使用者は、その損害につき賠償すること。

カ 県において、公用若しくは公共用に供するため使用許可財産を必要とするとき、又は使用者が使用許可条件若しくは行政財産使用許可申請書に掲げる誓約事項に違反したときは、使用許可を取り消し、又は使用に制限を加えることがある。

キ 使用許可を取り消し、又は使用に制限を加えることにより、使用者に損失が生じる場合があっても、使用者はその補償を県に要求することができない。

## 6 現地説明会

### (1) 開催日時

令和6年3月5日（火）14時から15時半まで

### (2) 開催場所

宮崎県総合農業研修センター 視聴覚室  
（〒884-0005 児湯郡高鍋町大字持田5732）

### (3) 参加申込方法

現地説明会への参加を希望する場合は、「現地説明会参加申込書（別紙1）」により、2月27日（火）午後5時までに、電子メールで申し込むこと。併せて、電子メールの不具合等による提出漏れを防ぐため、送付後に「10 問い合わせ先」まで電話連絡すること。

なお、本企画提案募集に参加しようとする者は、原則として現地説明会に参加すること。

## 7 企画提案書等の提出

### (1) 提出資料

#### ① 企画提案書

ア 企画提案書は、別添参考様式を元に、A4サイズで作成すること。

イ 仕様書の趣旨を踏まえ、分かりやすい表現で具体的に作成すること。

ウ 次の事項全てについて必ず記載すること。

- ・実施主体の概要
- ・連携する農業関連事業者・実需者の概要及び役割分担
- ・使用を希望する土地（畑A、畑B、水田）
- ・次世代型営農モデルの実証に係る提案
- ・次世代営農総合研修内容に係る提案
- ・担当者情報

#### ② 収支見積書

品目ごとの経営収支について、様式2を作成すること。

#### ③ 実証計画

実証計画について、様式3を作成すること。

#### ④ その他の書類

会社等の概要が分かるものを提出すること。

また、本事業の実施に関して参考となる資料があれば、提出すること。

### (2) 企画提案募集に関する質問の受付及び回答

本事業の内容など企画提案募集に関する質問は、下記担当課宛に電子メールで、令和6年3月8日（金）午後5時までに提出すること。

なお、問合せ内容及び回答については、軽微なものを除き、現地説明会に出席した全参加者に電子メールで送信する。

### (3) 提出方法

#### ① 提出方法

電子メールにより、下記担当課宛に送付すること。なお、電子メールの不具合等による提出漏れを防ぐため、送付後に下記連絡先まで電話連絡すること。

#### ② 提出期限

令和6年3月18日（月） 午後5時

#### (4) 質問・提出先

宮崎県農政水産部農業普及技術課 普及企画担当 波越  
電子メール [nogyofukyugi.jutsu@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:nogyofukyugi.jutsu@pref.miyazaki.lg.jp)  
電話番号 0985-26-0068

#### (5) 留意事項

- ① 提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、及び撤回は認めないものとする。ただし、県側から修正等を求めた場合はこの限りでない。
- ② 虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。
- ③ 参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。
- ④ 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

### 8 ヒアリングの実施

事業実施者を選定するに当たり、応募者に対するヒアリングを実施する。  
各応募者の持ち時間は、説明（20分）と質疑応答（10分）の30分以内とする。

#### (1) 開催日時

令和6年3月22日（金）午前予定

#### (2) 開催場所

宮崎県庁農政水産部第1会議室（宮崎市橘通東2丁目10番1号）  
※ 会場での説明が困難な場合はリモートによる出席を可とする。

### 9 スケジュール等

- |               |              |
|---------------|--------------|
| (1) 実施公告      | 令和6年2月16日（金） |
| (2) 現地説明会     | 令和6年3月5日（火）  |
| (3) 質問締切      | 令和6年3月8日（金）  |
| (4) 企画書等提出期限  | 令和6年3月18日（月） |
| (5) 応募団体ヒアリング | 令和6年3月22日（金） |
| (6) 審査結果通知    | 令和6年4月上旬     |

### 10 問合せ先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号  
宮崎県農政水産部農業普及技術課 普及企画担当 波越  
電話番号 0985-26-0068  
電子メール [nogyofukyugi.jutsu@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:nogyofukyugi.jutsu@pref.miyazaki.lg.jp)